

◎佐賀県条例第13号

佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第6条 略</p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第6条 略 <u>(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)</u> 第7条 教育職員のサービスを監督する教育委員会は、<u>教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、その定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。